

通信宝箱

平成20年
3月号

今月のHOTニュース1

道路交通法における飲酒運転の罰則

2006年に発生した交通死亡事故は5,668件で、そのうち約1割にあたる611件は、飲酒運転が原因です（警察庁ホームページより）。2002年6月施行の道路交通法改定以降、飲酒運転事故件数、交通事故件数に占める飲酒運転事故の割合は減少していますが、さらなる飲酒運転の根絶が求められています。

◆飲酒運転事故件数の推移

年	飲酒運転件数 (A)	交通事故総数 (B)	飲酒事故率 (A/B)	飲酒事故 対前年度比	事故総数 対前年度比
2000年	26,280	888,124	3.0%	21.7%	8.9%
2003年	16,374	899,961	1.8%	-19.5%	1.1%
2006年	11,625	838,910	1.4%	-16.2%	-5.1%

◆年齢層別酒酔い運転事故件数

※原付以上(第1当事者(注))による年齢層別酒酔い運転事故件数(2006年)

年齢層別にみると、30～50歳代が全体の3分の2を占めています。

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
1.9%	15.6%	20.3%	20.1%	25.4%	16.7%

(注)第1当事者とは、最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には、人身損傷程度が軽い者をいう。

出典：警察庁資料

～飲酒運転の罰則：道路交通法～

2007年6月に改正された道路交通法では、「酒気帯び」「酒酔い」状態での運転、いわゆる飲酒運転に対する罰則が強化されたほか、ひき逃げへの罰則強化に加え、飲酒運転の周辺者に対する罰則も新設されています。

*運転者本人への罰則

	酒酔い運転	酒気帯び運転
罰則	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

*運転者の周辺者への罰則

	運転者が酒酔い運転	運転者が酒気帯び運転
酒気を帯びていて車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、車両等を提供した者への罰則	提供者に5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類等を提供し、又は飲酒をすすめた者への罰則	提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	提供者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送することを要求し、又は依頼して車両に同乗した者への罰則	同乗者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	同乗者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

出典：社団法人 日本損害保険協会HP <http://www.sonpo.or.jp>

～損害保険の詳細は裏面代理店までお問い合わせください～

今月のHOTニュース2

花粉症、7つの予防対策

花粉症は根本治療が難しいので、一度発症すれば毎年花粉の飛散時期に悩まされます。症状の強さは個人の体質や飛散量に左右されますが、症状が出て悪化させないために薬だけに頼らず、まず自分自身でできることを実行しましょう。なるべく原因を遠ざけ、身体の抵抗力をつけることがポイントです。



1. 花粉予報に注意し、飛散量の多い日・時間帯などの外出は必要最低限に！
2. 外出時にはマスク、眼鏡、帽子、マフラーなどの着用を！
3. 帰宅時に家に入る前に、身につけたものをよく払って！
4. 風の強い日は窓を開けない！（フトンや洗濯物も外に干さない）
5. 体力・抵抗力をつけるため、バランスのとれた食生活を！
6. 鼻づまりなどの症状緩和のため、タバコやお酒、刺激性の強い香辛料などほとんどに！
7. 皮膚を鍛え、ストレスに強くなる鍛錬を！

交通安全のポイント

昨年の交通事故発生件数は832,454件（前年比-54,410件 -6.1%）、死者数は5,744人（前年比-608人 -9.6%）、負傷者数は1,034,445人（前年比-63,754人 -5.8%）と昨年に引き続き減少傾向が見られました。昭和28年以来54年振りに5,000人台となった死亡事故は、7年連続の減少が続いています。今月は警察庁から発表された資料（平成19年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況について）から、平成19年の交通死亡事故の主な特徴をまとめてみました。

■死者の半数近くは65歳以上の高齢者

年齢層別に死者数を見てみると、65歳以上の高齢者が2,727人で最も多く、全体の47.5%を占めています（図1）。65歳以上の高齢者の死者数を状態別で見ると、歩行中が1,345人で最も多く、高齢者死者数全体の49.3%を占め、ついで自動車乗車中612人（22.4%）、自転車乗用中495人（18.2%）となっています。なお、自動車乗車中、二輪車乗車中、歩行中については前年よりも減少していますが、自転車乗用中については前年よりも増加しており、高齢者が乗用する自転車にも十分な注意が必要です。

■飲酒運転による死亡事故は10年前の3分の1に

原付以上運転者（第1当事者）の飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）による死亡事故件数は430件（8.3%）で、前年と比べて著しく減少し（前年比-181件、-29.6%）、10年前の約3分の1となりました（図2）。これは飲酒運転根絶に対する社会的機運の高まりや、飲酒運転の厳罰化を盛り込んだ改正道路交通法が平成19年9月に施行されたことなどが大幅な減少につながったと考えられます。飲酒運転は社会的犯罪ですから、今後も「飲酒運転をしない、させない」を徹底し根絶を図っていく必要があります。

■工作物衝突と正面衝突が著しく減少

死亡事故件数を事故類型別にみると、車両相互が2,508件で全体の約44.9%、ついで人対車両が1,884件で約33.7%、車両単独が1,161件で約20.8%となっています。このうち、車両相互では「出会い頭衝突」が951件（17.0%）で最も多く、人対車両では「横断中」が1,398件（25.0%）で最も多くなっています。また、前年に比べると工作物衝突が-119件（13.0%）、正面衝突が-86件（12.1%）と大きく減少しています。

■夜間は歩行中の死亡事故が多い

死亡事故件数を昼夜別にみると、昼間は2,874人、夜間は2,870人でほぼ同数となっています。また、昼夜別・状態別で見ると、歩行中は昼間628人に対し夜間は1,315人と2倍以上となっています（図3）。この原因として、夜間は歩行者の発見が遅れがちになることがあげられます。とくに高齢者の場合は黒っぽい服装をしていることも多いため一層発見が遅れがちになります。したがって、夜間はスピードを控えめにするとともに、何か動くものを認めたときは歩行者かもしれないと考えてその動きに十分注意する必要があります。

■安全運転義務違反が過半数を占める

車両（原付以上）運転者が第1当事者となった死亡事故件数を法令違反別にみると、安全運転義務違反が57%と高い割合を占めています。安全運転義務違反とは、道路交通法第70条の「運転者はハンドル、ブレーキ等を確実に操作し、道路、交通及び車両等の状況に応じて、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」という規定に違反する行為をいい、具体的には、運転操作不適、漫然運転、脇見運転、動静不注視、安全不確認、安全速度不履行などの違反行為を指します。安全運転義務違反のなかでも、漫然運転は807件で最も多く全体の15.6%を占め、次いで脇見運転が736件で全体の14.2%となっており、両者で全体の3割を占めています。漫然運転や脇見運転の原因にはさまざまなものがありますが、「慣れ」や「油断」も大きな原因の一つと考えられます。どんなに通り慣れた道路でも、決して油断することなく、前方や周囲の状況によく目を配って慎重な運転を心がけましょう。

■交差点とその付近は死亡事故が最も起こりやすい場所

死亡事故件数を道路形状別にみると、交差点内が2,074件（37.1%）、交差点付近が490件（8.8%）を占め、交差点や交差点付近を合わせると45.9%となっています。減速、停止、発信、右折、左折などさまざまな運転行動が要求される交差点は、先行車や対向車、歩行者、自転車など注意すべき対象も多く、わずかなミスが事故につながります。「交差点は最も死亡事故が起こりやすい場所」という認識をしっかりと持って、できるかぎり安全な速度と方法で進行する必要があります。

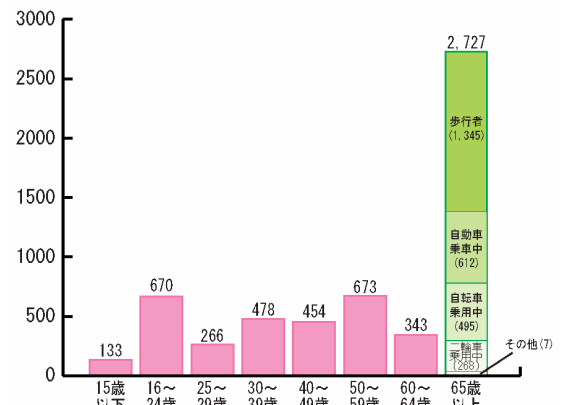


図1 平成19年・年齢層別死者数

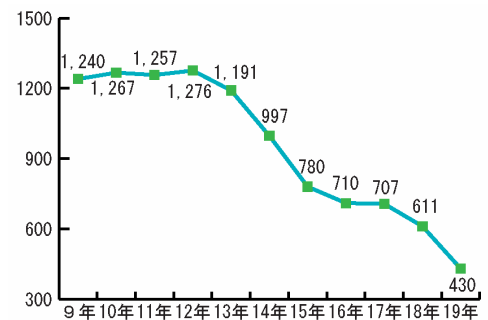


図2 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒運転による死亡事故件数の推移

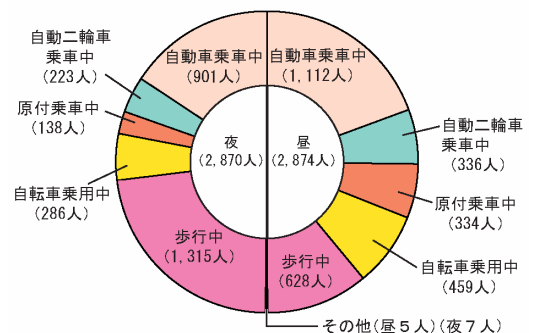


図3 平成19年・昼夜別・状態別死亡事故件数